

まえがき

機械設備の安全対策に関する取り組みは、平成13年6月1日に「機械の包括的な安全基準に関する指針」（基発第501号）が示されたことにより、大きく前進することとなった。この指針では、機械設備のリスクアセスメントの実施とその結果に基づく保護方策の実施を、機械のメーカーとユーザーに対する基本的な手順として示している。

平成17年11月2日に公布された改正労働安全衛生法の第28条の2では、事業者は、設備等による危険性又は有害性等を調査し（リスクアセスメントの実施）、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。さらに、この法律に基づき平成18年3月10日に「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が厚生労働省から公表された。

このように、リスクアセスメントは、今日、労働安全衛生を推進するための中心に位置づけられている。そして、機械設備について行うリスクアセスメントは、機械設備を起因物とする労働災害（休業4日以上）が全体の30%を占める現状を打破するための強力な手法として、その効果が広く期待されているところである。

本書「機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集Ⅱ」は、昨年度作成した同データ集（Ⅰ）に引き続き、このような機械設備の安全対策推進の流れに基づき、機械メーカーが機械設備を設計製造する際、また機械ユーザーが機械設備の新規導入時に、あるいは既存機械設備において「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントを実施しようとする際の参考となる資料として、厚生労働省からの委託により中央労働災害防止協会が作成したものである。本書は、機械設備のリスクアセスメントを進める手法の解説と機械の種類ごとの実際の適用事例（12事例）により構成されている。

本データ集が、機械のメーカー・ユーザーを問わず、機械設備のリスクアセスメントを実施する際の手引として役立つことを望んでいる。

平成18年3月

中央労働災害防止協会

技術支援部長 荒川 輝雄